

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間のうち、7年8か月間、隧道工事現場の作業員として粉じん業務に従事していた。

被災者は、昭和〇年〇月〇日から勤務していたA県B市所在のC会社を最終粉じん事業場として、昭和〇年〇月〇日付けで労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理3」、合併症「続発性気管支炎」と決定され、昭和〇年〇月〇日を症状確認日として、D医院及びE病院において療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、入院先のE病院にて死亡した。死亡診断書の直接死因欄に記載された傷病名は「じん肺」であった。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) F医師は、その意見書の中で、「肺のレントゲンでは肺病変には大きな変化はないものの、心拡大、両側胸水を認めており、じん肺による肺性心の増悪がみられる。癌などの悪性疾患の存在はなく、当院で治療を行った脳梗塞や糖尿病は今回の死因との関連性はないものとする。被災者に高度のじん肺病変がみられていたのは画像上明らかであり、じん肺病変の進展が肺性心による呼吸状態の悪化、死亡につながっていることから、死因がじん肺であることは疑う余地のないものとする。」と述べている。

(2) 一方、G医師は、その意見書の中で、「被災者の死亡時におけるじん肺の程度は胸部X線ではPR4Bで第4型ではあるが、肺機能検査並びに動脈血ガス分析検査から判断すると著しい肺機能障害はなかったと考えられ、じん肺の程度は管理3口相当と判断される。被災者の死亡原因はラクナ梗塞による嚥下状態悪化が誤嚥性肺炎を引き起こし、誤嚥性肺炎を契機にCO<sub>2</sub>ナルコーシスとなり、人工呼吸器管理開始となったが、全身状態の悪化のため心不全合併により死亡に至ったと考えられる。すなわち、被災者の死亡原因は『脳梗塞』と、ラクナ梗塞による嚥下障害から招来された、じん肺によらない『誤嚥性肺炎』と『心不全』であると判断され、じん肺との因果関係はあるとは言い難い。」と述べている。

(3) また、H医師は、その意見書の中で、「じん肺の程度はPR4B、F (+)、

管理3口相当と判断する。脊髄小脳変性症、多発脳梗塞が原因でパーキンソン症候群となり、歩行、嚥下障害で寝たきりとなり、誤嚥性肺炎を繰り返し死亡したものと考えられ、被災者の死亡とじん肺及び合併症との間に相当因果関係は認め難い。」と述べている。

(4) 被災者の療養経過及びその症状等に関する資料を含め、提出された全ての資料を総合的にみると、当審査会としては、上記のG医師及びH医師の意見はいずれも妥当な医学的見解であり、被災者は脳梗塞等による嚥下障害から招来された誤嚥性肺炎により死亡したものと判断する。以上のことから、被災者の死亡とじん肺との間には相当因果関係は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。